平成２３年（フ）第１８６８号
福岡市中央区港３丁目２番７号
破産者　有限会社テントアイ
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４０６８号
札幌市清田区美しが丘５条９丁目９番１号
破産者　株式会社Ｓ・Ａ・Ｐ
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１４８号
仙台市青葉区滝道19番12号
破産者　有限会社エイチ・エム・カンパニー
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７８４号
栃木県真岡市鬼怒ケ丘１丁目15番地３
破産者　有限会社日真倉庫
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７８５号
栃木県宇都宮市道場宿町1082番地
破産者　石川真利子
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３７６号
栃木県真岡市荒町1040番地
破産者　第一花沢有限会社
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５２４号
埼玉県越谷市大字袋山73番地
破産者　株式会社ニュー
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６６７号
埼玉県三郷市采女１丁目161番地、商業登記簿上の本店所在地千葉県流山市向小金１丁目245番地の６
破産者　有限会社柏陽
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７０３号
埼玉県草加市松原１丁目１番６号
破産者　有限会社アルファイプス
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２２６９号
横浜市中区常盤町１丁目７番地
破産者　ＹＩＣＡ株式会社
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２号
山梨県富士吉田市大明見1268番地
破産者　株式会社小山田木鋼所
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７０９６号
大阪府八尾市植松町８丁目１番28号
破産者　株式会社シャキ２鮮科・サクセス
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４０号
岡山県高梁市落合町阿部2688番地
破産者　株式会社奥田組
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４１号
岡山県高梁市落合町阿部2414番地の３
破産者　株式会社エドウ
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４２号
岡山県高梁市落合町阿部2686番地５
破産者　奥田　秀延
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４３号
岡山県高梁市落合町阿部2686番地５
破産者　奥田惠美子
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６８０号
福岡市南区皿山１丁目８番18号
破産者　有限会社ＩＡＡ建築デザイン事務所
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４７号
群馬県太田市大原町2578番地３
破産者　有限会社木村工業
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第３１６９号
横浜市緑区長津田町3148番地
破産者　株式会社横浜工芸
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２１７号
横浜市都筑区池辺町3223番地
破産者　有限会社アーバンガレージ
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３号
山口市阿知須4823番地の５
破産者　株式会社二の宮
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
徳島県三好市山城町下川598番地４
破産者　喜多　朱美
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部